

特定創業支援事業に係る証明書の発行可否判断フロー（町田市経済観光部産業政策課）

具体例

※全てのケースにおいて、事業を営んでいない個人が創業する（した）場合を前提とします。

6か月以内（具体的な計画あり）

発行対象

- ・具体的な事業計画があり、今後6か月以内に創業する。

これから創業

創業予定時期は？

発行対象外

- ・現時点では、ビジネスアイデアの段階であり、創業時期は6か月以上先を予定している。

証明書申請時点で

創業している？

6か月以上先

発行対象

- ・現在、個人事業主であり、その事業を創業してから5年を経過していない。

5年未満

創業済み

創業時期は？

※ 個人事業主を経て法人成りした場合を含む

5年以上前

※ 既に創業しており、新たに事業を開始する又は会社を立ち上げる方は対象外です。

発行対象外

- ・現在、会社経営者であり、会社を設立してから5年を経過していない。

- ・現在、個人事業主であり、その事業を創業したのは5年以前だった。

- ・現在、会社経営者であり、会社を設立したのは5年以前だった。